

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正(案)（雑所得の例示等）に対する意見公募手続の実施について

【意見】

今回の改正について、改正内容の必要性と相当性の双方において疑義があり（下記の理由を参照）、今回のパブリックコメントでの国民からの意見を含めて関係者からあらためてヒアリング等を行い、制度改正提案それ自体を再検討するべきである。

なお、国民に不要な負担をかけずに税務行政の効率化と透明性向上の観点から、適正記帳の推進のためのインセンティブ措置の検討やデジタル化による徴税業務の更なる向上などを引き続き推進検討していくべきであることを付言する。

【理由】

1. 改正内容の必要性の観点からの疑義

(1) 収入金額 300 万円超を一律の閾値とすることの必要性・合理性

業務に係る雑所得なのか事業所得なのかを判別する基準として、そもそも個別事情を斟酌せずに、収入金額の一定の閾値をデフォルトの判定基準とする理由が何も述べられていない。また、300 万円という数字自体の根拠も全く不明である。これでは、改正の説明責任を果たしていないといわざるを得ない。

(2) 形式的な判断基準を導入することや立証責任を国民に転換することの必要性・合理性

改正案では『その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る 収入金額が 300 万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。』としているが、なぜ一定の閾値という形式的な判断基準を導入するのか、なぜ立証責任を国民に転換するのかについては、一切書いておらず不適切である。改正案では『事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する』とされており、このように実質的な基準で個別に判定するべきである。

2. 改正内容の相当性の観点からの疑義

(1) 反証という制度の周知運用によっては事実上一定の閾値ですべて判断されるという制度になりかねない不適切性

そもそも反証することが許容されること自体が現場においてどれだけ周知運用されるかによって大きく変わり、ほとんど周知されない場合は、事実上 300 万円という閾値をもって一律にあてはめが決められることになる。これは国税庁自身が認めている実質的な基準で判定するということとまったく矛盾する。

(2) 立証責任を転換する際の反証コストの問題

立証責任の転換を導入した場合、反証するコストを国民は新たに課されることになる。原則が雑所得として整理されることになり、税務当局に対して事業所得だとしてもらうにはいったいどのようなレベル・粒度の反証が必要なかが不明であり予測可能性を著しく欠いている。そのような状況では反証が実際に有効にワークするケースはほとんど発生しないままに、実態を無視して一律に形式判断されることになってしまう可能性も極めて高く、不適切である。

(3) 他の政策目標の推進を阻害することになる危険性

副業の開始・遂行に伴い経費が一定程度生じること自体は避けて通れず、副業の売上げと比較して経費が上回るとは実態としてよくあることである。一時的にコロナ禍で売上が激減しているケースもある。副業開始当初は営業努力にもかかわらず予想よりも売上げが期待どおりに伸びず副業の収入が結果として 300 万円に達しないということも実態としてよくあることである。このような実態を鑑みると、今回の改正内容の導入により、副業収入が少額であれば一律に雑所得とされると国民が思わざるを得ないことになることは、副業それ自体に取り組むことを萎縮させ、副業への意欲も大きく削ぐ結果になるといわざるを得ない。こういったことになれば、国が成長戦略等で位置づける副業・兼業推進という政策目標の推進を大きく阻害することになる。

(4) 従来 of 税務行政との流れとの接合性

今まで国税庁は、スマート税務行政による税務の透明性の推進を提唱してきたが、このような実質的な判断基準でない運用により税務行政が行われることはそのような流れと接合性があるのか検討が必要である。国税庁は記帳の推進を主張してきたが、今回の措置はそういったことと矛盾した結果をかえって生み出さないかもきちんと検討するべきである。